

春合宿第3問

平成21年9月初旬ころ、Xは、妻Aが他の男性と情交関係を結んでいるものと疑って同女を詰問するなどしていたが、同月下旬ころには、これを否定する同女から、B子を引き取って離婚したいと言われるようになった。Xとしては、Aと離婚する意思は全くなく、隣家にもわかるような夫婦喧嘩を繰り返していた。

平成21年10月11日午後8時ころ、X宅(903号室)において、いつものように口論の際、Aは「あんたはヒモのくせに。私には強い味方がいるんだ。この部屋の家賃は私が払っている。早く出ていけ。」などとXを罵り続けた。Xは、同女から暗に交際する男性がいるがごとき発言をされたことと罵られたことで、激昂するとともに、もはや同女との関係修復を図るのは困難であると悟った。Xは、同女を他の男性に取られたり、最愛の長女B子を手放すくらいならいっそのことAを殺害して自らも死のうと決意し、台所から洋出刃包丁(刃体の長さ約16.6cm、以下「本件包丁」とする)を取り出し、利き手の右手で本件を包丁を持ち、同女を床上に押し倒して、殺意をもって、本件包丁で同女の左胸部等を数回突き刺し、同女の胸部などに3か所の刺創等の傷害を負わせた。なお、Xの右手の握力は、過去の手術によって約15kgほどしかなく、Aの傷害はいずれもさほど深いものではなかった。

その後、XがAに浮気の有無等について問い詰めたところ、血だらけになってぐったりしていた同女がこれを認めた上で、Xに謝罪した。そこで、Xが本件包丁を台所に置きに行くと、その隙に同女がベランダに逃げ出し、両足を手すりに乗せ、背中をベランダの外側に向けて膝を曲げた状態で、手で隣家のC方(902号室)のベランダ内に逃げ込もうとしていた。それを見たXは、部屋の中に連れ戻してガス中毒死させるという気持ちから、同女の腕を掴もうとして手を伸ばしたところ、同女がその手を振り払って抵抗するなどした。その際、Aは、バランスを崩し、ベランダから転落して地面に激突し、背部並びに胸部打撲による外傷性ショックより死亡した。

Xの罪責を述べよ。

参考判例：平成13年2月2日東京高裁判決